

金融商品取引法における課徴金事例集

平成20年6月

証券取引等監視委員会事務局

はじめに

この事例集は、平成 17 年 4 月の課徴金制度導入以降、平成 20 年 5 月までに課徴金納付命令が決定され、決定取消しの訴えの期間が経過した 36 事例・52 件（不公正取引に係るもの 23 事例・39 件、開示書類の虚偽記載に係るもの 13 事例・件）について、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、その概要を取りまとめたものである。

具体的な事例は、不公正取引に係るもの（1 ページ～38 ページ）、開示書類の虚偽記載に係るもの（39 ページ～63 ページ）をそれぞれ掲載している。

平成 20 年 6 月

証券取引等監視委員会事務局

. 不公正取引に係る事例

事例 1

上場会社 A 社の社員である違反行為者らは、A 社が転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

違反行為者	上場会社 A 社の社員（非役員） 株式、文書、広報等の事務に従事
違反行為者	上場会社 A 社の社員（非役員） 経理等の事務に従事

2 . 重要事実等（適用条文）

転換社債型新株予約権付社債の募集（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

8 月 11 日 常務以上の役員及び常勤監査役が出席する常務会において決定
（重要事実に係る取締役会決議は 8 月 25 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4 . 重要事実等の公表

11 月 9 日午後 3 時 30 分 公表（T Dnet）

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者 及び は、いずれも、9 月 5 日午前、A 社において本件社債の発行準備に携わる実務担当者に選ばれ、そのキックオフミーティングにおいて、A 社役員から当該重要事実を伝えられた。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6 . 違反行為者の取引

違反行為者	11 月 6 日に A 社の株券 200 株を 54 万円で売付け
違反行為者	9 月 5 日午後 A 社の株券合計 1,000 株を総額 306 万 6,000 円で 売付け

7 . 課徴金額

違反行為者	4 万円
-------	------

違反行為者 58万円

8. その他

違反行為者 及び は、いずれも、社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券を売付け

事例 2

上場会社 A 社の役員である違反行為者は、A 社が転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

上場会社 A 社の役員

2 . 重要事実等 (適用条文)

転換社債型新株予約権付社債の募集 (法第 166 条第 2 項第 1 号イ)

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

5 月 25 日 A 社社長により決定 (A 社社長が証券会社との打合わせの際に、発行方法、発行総額及び発行期日を決定し、その発行に向けて具体的な準備作業にとりかかることとした。)

(重要事実に係る取締役会決議は 7 月 20 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4 . 重要事実等の公表

7 月 20 日午後 4 時 30 分頃 公表 (T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達 (適用条文)

違反行為者は、5 月 25 日、前記 3 . の証券会社との打合わせに同席した際に、A 社社長が新株予約権付社債の発行について発言するのを聞いて、当該重要事実を知った。(法第 166 条第 1 項第 1 号)

6 . 違反行為者の取引

5 月 30 日及び 6 月 1 日に A 社の株券合計 48 株を総額 470 万 8,800 円で売付け

7 . 課徴金額

5 3 万円

8 . その他

持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

事例 3

B社（違反行為者）の役員は、B社と業務提携契約を締結している上場会社A社がB社に対し第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、B社の計算において、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社と業務提携契約を締結している会社（B社）

2. 重要事実等（適用条文）

株式の発行（法第166条第2項第1号イ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年10月4日 A社社長及び専務により決定（C銀行の同意を条件にB社に対して第三者割当による株式の発行を行う方針であったところ、C銀行の同意を得た。）

（重要事実に係る取締役会決議は1月6日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

1月6日午後3時40分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

B社の役員は、前年10月18日、かねてから業務提携契約の履行の一環として両社間で検討中であったA社によるB社への第三者割当による株式の発行について、A社の社長及び専務から、これを実行したい旨伝えられて、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第4号）

6. 違反行為者の取引

B社の役員は、B社の計算において、前年11月7日にA社の株券8,000株を316万円で買い付けた。

7. 課徴金額

39万円

事例 4

上場会社 A 社の契約締結先の B 社社員(違反行為者)及びその友人(違反行為者) は、A 社が第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

違反行為者 上場会社 A 社の契約締結先 B 社の社員 (非役員)

品質管理・技術指導等を行う管理職

違反行為者 違反行為者 の友人

2 . 重要事実等 (適用条文)

株式の発行 (法第 166 条第 2 項第 1 号イ)

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

前年 12 月 23 日まで 社長及び常務取締役 2 人から成る 3 人の合議で決定

(重要事実に係る取締役会決議は 7 月 7 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4 . 重要事実等の公表

7 月 7 日午後 3 時頃 公表 (T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達 (適用条文)

違反行為者 2 月 4 日、A 社と B 社間の取引基本契約に基づき、その履行に関して、3 . 記載の A 社常務取締役の 1 人に対して技術上のアドバイスをを行う過程で、同常務取締役から当該重要事実を聞いて知った。
(法第 166 条第 1 項第 4 号)

違反行為者 5 月 25 日、大学時代の友人である違反行為者 から借名口座による株券買付けを依頼された際に、当該重要事実の伝達を受けた。
(法第 166 条第 3 項)

6 . 違反行為者の取引

違反行為者 6 月 17 日に A 社の株券 7,000 株を 420 万円で買付け

違反行為者 6 月 28 日及び 7 月 5 日に A 社の株券合計 5,000 株を総額 312 万 1,000 円で買付け

7 . 課徴金額

違反行為者 8 2 万円

違反行為者 4 6 万円

8 . その他

違反行為者 は、違反行為者 名義の証券口座（借名口座）を利用してA社株券を
買い付けたが、違反行為者 が資金を提供して、その指示に従い違反行為者 が証券
会社に発注し、その後両者間で精算が行われているので、違反行為者 の計算におい
て行われたものと認定した。

事例 5

上場会社 A 社及び A 社の役員である違反行為者らは、A 社が株式分割を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

違反行為者 上場会社 A 社の役員

違反行為者 上場会社 A 社

2 . 重要事実等 (適用条文)

株式分割 (法第 166 条第 2 項第 1 号へ)

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

9 月 7 日まで A 社社長により決定 (A 社社長が証券会社に対し株式分割を行う意思を表示)

(重要事実に係る取締役会決議は 10 月 6 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4 . 重要事実等の公表

10 月 6 日午後 3 時頃 公表 (T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達 (適用条文)

違反行為者 は、9 月 7 日までに、その職務に関し当該重要事実を知った。(法第 166 条第 1 項第 1 号)

6 . 違反行為者の取引

違反行為者 は、自己の計算で、9 月 8 日から 10 月 6 日までの間に A 社の株券合計 6,100 株を総額 2,434 万 3,000 円で買い付けた。

違反行為者 は、違反行為者 (A 社) の計算で、10 月 3 日に A 社の株券合計 1,000 株を総額 391 万 6,000 円で買い付けた。(法第 175 条第 7 項)

7 . 課徴金額

違反行為者 2 1 3 万円

違反行為者 4 2 万円

8 . その他

- ・ 違反行為者 及び違反行為者 は、いずれも、他人名義（取引先や知人名義）の証券口座を用いて本件買付けを行った。本件においては、 当該他人名義口座は違反行為者らの指示で開設され、概ね本件株式の買付けしか行われていないこと、株式の買付けは、違反行為者らの指示に基づき実行され、口座名義人は指示されるままに機械的に発注手続きを行っていること、 株式の買付けは違反行為者らの資金で行われていること、 当該他人名義口座による株式買付けの経済的効果は違反行為者らに帰属していることなどから、本件買付けは、違反行為者らの計算において行われたものと認定した。
- ・ 違反行為者 の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。

事例6

上場会社A社の契約締結先B社の社員である違反行為者は、A社とB社が合併することについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買付けたものである。

なお、上場会社A社は事例7のB社に当たり、B社は事例7の上場会社A社に当たる。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の契約締結先B社社員（非役員）
会計、決算事務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

合併（法第166条第2項第1号又）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5月30日 A社社長により決定（B社社長との会合で大筋合意）
（重要事実に係る取締役会決議は10月19日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

10月19日午前8時40分頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、7月3日、B社役員から合併基本合意に基づきデューディリジェンス業務等を行うプロジェクトチームに部下を参加させるなどの協力を要請されて、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第4号）

6. 違反行為者の取引

7月24日にA社の株券200株を98万2,000円で買付け

7. 課徴金額

20万円

事例 7

上場会社 A 社の契約締結先 B 社の社員である違反行為者は、A 社と B 社が合併することについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

なお、上場会社 A 社は事例 6 の B 社に当たり、B 社は事例 6 の上場会社 A 社に当たる。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

上場会社 A 社の契約締結先 B 社社員（非役員）
与信審査事務に従事

2 . 重要事実等（適用条文）

合併（法第 166 条第 2 項第 1 号又）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

5 月 30 日 A 社社長により決定（B 社社長との会合で大筋合意）
（重要事実に係る取締役会決議は 10 月 19 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4 . 重要事実等の公表

10 月 19 日午前 8 時 40 分頃 公表(T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、7 月 7 日、B 社の役員から合併基本合意に基づきデューディリジェンス業務等を行うプロジェクトチームへの参加を指示されて、当該重要事実を知った。
（法第 166 条第 1 項第 4 号）

6 . 違反行為者の取引

9 月 21 日及び 25 日に A 社の株券合計 500 株を総額 249 万 4,000 円で買付け

7 . 課徴金額

4 2 万円

8 . その他

A 社株券を信用取引により買付け

事例 8

上場会社 A 社の社員である違反行為者らは、A 社が B 社と業務上の提携を行うこと、B 社に対し第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

違反行為者	上場会社 A 社の社員（非役員） 営業等の業務に従事
違反行為者	上場会社 A 社の社員（非役員） 経理等の業務に従事
違反行為者	上場会社 A 社の社員（非役員） 業務管理等の業務に従事

2 . 重要事実等（適用条文）

業務上の提携（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号）
株式の発行（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

前年 7 月 14 日 A 社社長により業務上の提携を決定（B 社との業務提携に向けて関連する契約に係る社内決裁が取られている。）
4 月 20 日 A 社社長により第三者割当による株式の発行を決定（第三者割当による株式の発行を行う方向で検討する旨を B 社側に言及し、具体的検討を開始）

（これらの重要事実に係る取締役会決議は 6 月 21 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4 . 重要事実等の公表

6 月 21 日午後 4 時頃	第三者割当による株式の発行の公表 (大阪証券取引所 E D - N E T)
6 月 22 日午前 8 時 30 分頃	業務上の提携の公表 (E D - N E T)

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者 5 月 30 日、社内会議において業務上の提携及び第三者割当による株式の発行の事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

違反行為者 6月1日、社内会議において業務上の提携の事実を、6月6日、上司からの検討の指示により第三者割当による株式の発行の事実をそれぞれ知った。(法第166条第1項第1号)

違反行為者 6月1日、社内会議において業務上の提携の事実を知った。(法第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

違反行為者 6月14日にA社の株券1株を119万円で買付け

違反行為者 6月16日にA社の株券1株を120万円で買付け

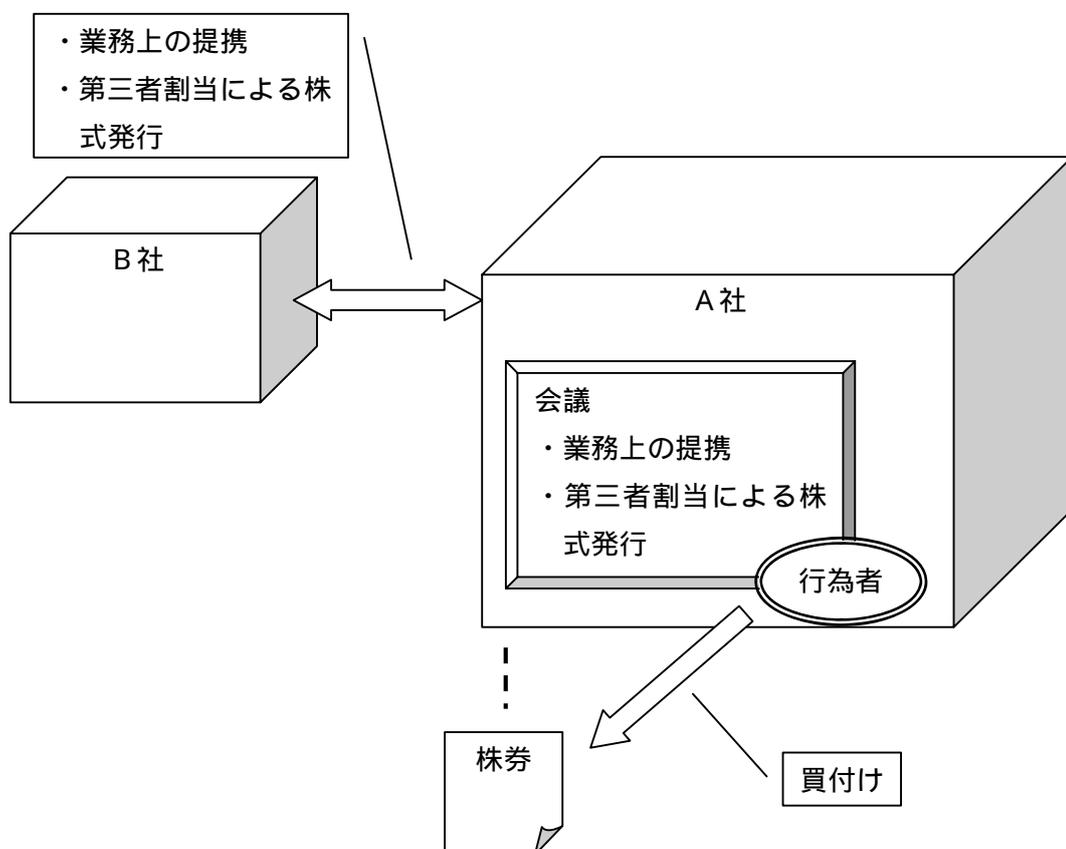
違反行為者 6月16日にA社の株券1株を120万円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者 32万円

違反行為者 31万円

違反行為者 31万円



事例 9

上場会社 A 社の契約締結先 B 社の社員である違反行為者は、A 社と B 社が業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

上場会社 A 社の契約締結先 B 社社員（非役員）

A 社との業務提携に関する事務に従事

2 . 重要事実等（適用条文）

業務上の提携（合併会社の設立）

（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

前年 8 月 9 日 A 社役員ミーティング（取締役と常勤監査役が出席）で決定

（重要事実に係る取締役会決議は 11 月 23 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4 . 重要事実等の公表

11 月 24 日午後 1 時頃 公表(T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、11 月 3 日、A 社社員から合併事業の調印日が決定したことを知らせるメールの送信を受けて、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 4 号）

6 . 違反行為者の取引

11 月 16 日及び 17 日に A 社の株券合計 3,000 株を総額 187 万 7,200 円で買付け

7 . 課徴金額

1 5 万円

事例 10

違反行為者 ~ は、上場会社 A 社の契約締結先または契約締結交渉先の役員である。これらの者は、A 社が B 社と業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

違反行為者 は、上場会社 A 社の契約締結先 G 社の役員から職務上当該重要事実の伝達を受けた役員が所属する H 社の他の役員であり、その職務に関し当該重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

違反行為者	上場会社 A 社の業務委託契約の締結先 D 社の役員
違反行為者	上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 E 社の役員
違反行為者	上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 E 社の役員
違反行為者	上場会社 A 社の業務委託契約の締結先 F 社の役員
違反行為者	上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 G 社の役員
違反行為者	上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 G 社の役員
違反行為者	上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 G 社の取引先 H 社の役員

2 . 重要事実等 (適用条文)

A 社が B 社製品の総販売元代理店になるという業務上の提携(法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号)

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

3 月上旬 A 社取締役及び C 社社長の間で決定(A 社及び B 社はいずれも C 社グループに属しており、A 社及び C 社の前記役員間で、A 社及び B 社の業務上の提携に向けて準備を進めることが確認された。)

(重要事実に係る取締役会決議は 4 月 20 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4 . 重要事実等の公表

4 月 20 日午後 3 時頃 公表 (T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達 (適用条文)

違反行為者 3 月 22 日に A 社の営業担当社員から B 社製品の販売代行に係る

- 業務提携契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。
(法第 166 条第 1 項第 4 号)
- 違反行為者 4月9日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る業務提携契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けた部下から報告を受けて知った。(法第 166 条第 1 項第 4 号)
- 違反行為者 4月9日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る業務提携契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。
(法第 166 条第 1 項第 4 号)
- 違反行為者 3月30日にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務提携契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けたF社の顧問から聞いて知った。(法第 166 条第 1 項第 4 号)
- 違反行為者 4月4日頃にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務提携契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けたG社の他の役員から聞いて知った。(法第 166 条第 1 項第 4 号)
- 違反行為者 4月4日にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務提携契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。
(法第 166 条第 1 項第 4 号)
- 違反行為者 B社製品の販売代行に係る業務提携契約の締結交渉の過程でA社の顧問からG社役員に伝達され、G社役員からその主要取引先であるH社の他の役員に職務上伝達され、4月10日に当該他の役員から違反行為者に職務上伝達された。(法第 166 条第 3 項)

6. 違反行為者の取引

- 違反行為者 4月4日及び5日にA社の株券合計2万6,000株を総額988万円で買付け
- 違反行為者 4月13日にA社の株券合計1万株を総額392万5,000円で買付け
- 違反行為者 4月13日にA社の株券5,000株を188万円で買付け
- 違反行為者 4月2日及び6日にA社の株券合計6,000株を総額228万9,000円で買付け
- 違反行為者 4月9日及び11日にA社の株券合計3,000株を総額109万9,000円で買付け
- 違反行為者 4月6日及び12日にA社の株券合計8,000株を総額295万円で買付け
- 違反行為者 4月11日及び12日にA社の株券合計5,000株を総額184万8,000円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者	104万円
違反行為者	27万円
違反行為者	22万円
違反行為者	23万円
違反行為者	16万円
違反行為者	41万円
違反行為者	25万円

8. その他

・ 配偶者名義の証券口座を利用した買付け

違反行為者は、配偶者名義の証券口座で株式の買付けを行っているが、()当該口座で行われた内部者取引に係る株式売買は、違反行為者の指示に基づき行われたものであり、口座名義人の意思は何ら問題とされていなかったこと、()当該株式の買付資金は、違反行為者の資金が充てられていること、()内部者取引により生じた利益は、夫婦の生活資金として費消したほか、違反行為者の借財の返済に充てられていることなどから、違反取引の経済的効果は違反行為者に及び、違反行為者が「自己の計算において」行ったものと認められる。

事例 1 1

違反行為者は、上場会社 A 社と B 社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実について、B 社の役員から伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

なお、本件の A 社と事例 1 2 の A 社、本件の B 社と事例 1 2 の B 社は、いずれも同一の会社である。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

上場会社 A 社の業務提携契約締結交渉先 B 社の役員からの第一次情報受領者

2 . 重要事実等 (適用条文)

業務上の提携 (法第 166 条第 2 項第 1 号ㄢ、施行令第 28 条第 1 号)

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

2 月 28 日まで A 社会長が最終決定 (B 社社長と業務上の提携の最終確認)
(重要事実に係る取締役会決議は 3 月 8 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4 . 重要事実等の公表

3 月 8 日午後 3 時 15 分頃 公表 (T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達 (適用条文)

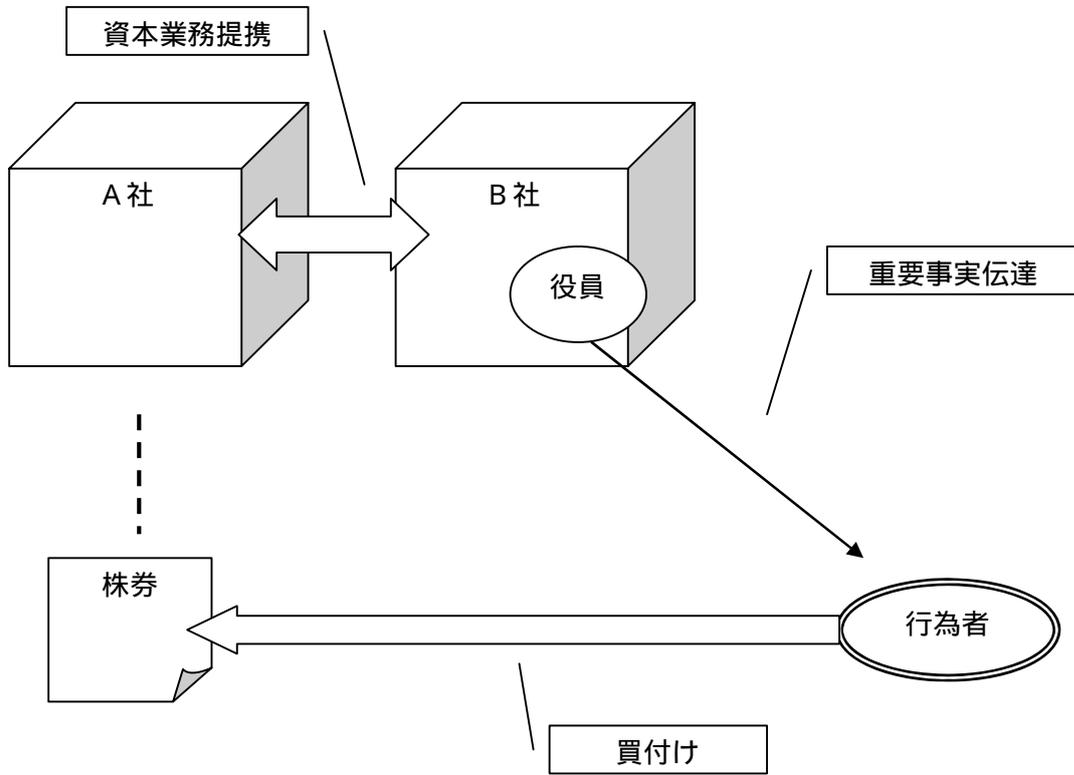
違反行為者は、3 月 7 日、B 社役員から B 社が A 社と資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定したとの事実の伝達を受けた。(法第 166 条第 3 項)

6 . 違反行為者の取引

3 月 8 日午前、A 社の株券 4,000 株を 665 万 6,000 円で買付け

7 . 課徴金額

4 4 万円



事例 1 2

放送局の職員である違反行為者らは、上場会社 B 社の社員から同放送局の記者が職務上伝達を受けた B 社と上場会社 A 社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を同放送局の設備である報道情報端末等を通じて知り、当該重要事実の公表前に A 社株券または B 社株券を買い付けたものである。

なお、本件の A 社と事例 1 1 の A 社、本件の B 社と事例 1 1 の B 社は、いずれも同一の会社である。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

A 社と B 社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことを B 社の社員から取材した記者が所属する放送局の職員

違反行為者	取材等の業務に従事
違反行為者	放送番組の企画、制作等の業務に従事
違反行為者	ニュース原稿の編集等の業務に従事

2 . 重要事実等（適用条文）

業務上の提携（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

2 月 28 日まで A 社会長及び B 社社長が最終決定（相互に業務上の提携を最終確認）

（重要事実に係る A 社及び B 社の取締役会決議はいずれも 3 月 8 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4 . 重要事実等の公表

3 月 8 日午後 3 時 15 分頃 公表（T Dnet）

5 . 重要事実等の伝達等（適用条文）

違反行為者らの所属する放送局の記者は、3 月 8 日午後 2 時台、B 社の社員への取材により、A 社及び B 社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことを知った。この取材内容は、直ちに、放送用原稿として、同放送局の報道情報端末に入力されると共に、違反行為者の勤務場所においては放送用原稿の概要が館内放送された。

違反行為者及び は、この報道情報端末に入力された放送用原稿を閲覧することにより、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 3 項）

違反行為者 は、この館内放送により、当該重要事実を知った。(法第 166 条第 3 項)

6 . 違反行為者の取引

違反行為者 3月8日午後2時台(前記5.の伝達後) A社株券合計 3,150株を総額 539万7,900円で、B社株券合計 2,500株を総額 327万6,000円で、それぞれ買付け

違反行為者 3月8日午後2時台(前記5.の伝達後) A社株券合計 3,000株を総額 515万円で買付け

違反行為者 3月8日午後2時台(前記5.の伝達後) A社株券合計 1,000株を総額 171万950円で買付け

6 . 課徴金額

違反行為者 26万円

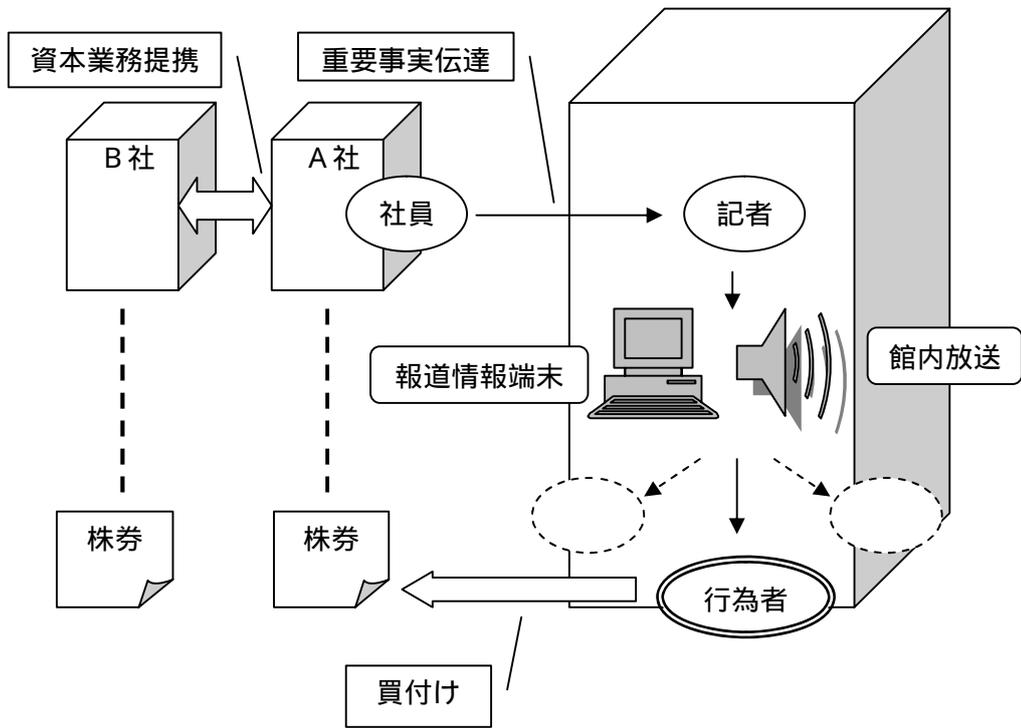
違反行為者 17万円

違反行為者 6万円

7 . その他

違反行為者 A社株券の一部を信用取引により買付け

違反行為者 A社株券を信用取引により買付け



事例 13

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が民事再生手続開始の申立てを行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の社員（非役員）
工事業務の管理等を行う管理職

2. 重要事実等（適用条文）

民事再生手続開始の申立て（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 8 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5 月 13 日 役員会（取締役と監査役が出席する会議で、取締役会には当たらない。）で決定

（重要事実に係る取締役会決議は 5 月 19 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

5 月 19 日午後 5 時 40 分頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

5 月 13 日の役員会に出席した A 社の X 取締役が、同日、同役員会を欠席した A 社の Y 取締役に民事再生手続開始の申立ての事実を伝え、Y 取締役は、5 月 15 日、当該重要事実を部下である違反行為者に伝えた。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

5 月 16 日に A 社の株券合計 9,000 株を総額 207 万 1,000 円で売付け

7. 課徴金額

72 万円

8. その他

社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

事例 1 4

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が当期純利益及び配当の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

上場会社 A 社の社員（非役員）
法務、取締役会運営等の業務に従事

2 . 重要事実等（適用条文）

業績及び配当予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

9 月 2 日 A 社社長が当期純利益の予想値の修正の報告を受け了承
9 月 14 日 A 社社長が筆頭株主である B 社の経営陣に対し、配当予想値の修正を表明

（これらの重要事実に係る取締役会決議は 9 月 22 日午前であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4 . 重要事実等の公表

9 月 22 日午後 3 時頃 公表(T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、9 月 22 日午前、上記重要事実が記載された取締役会資料を見た上、上司から取締役会において全議案が承認された旨を聞いて業績及び配当予想値の下方修正を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6 . 違反行為者の取引

9 月 22 日午後 0 時 30 分頃に A 社の株券 500 株を 49 万 4,500 円で売付け

7 . 課徴金額

5 万円

事例 15

A社の社員である違反行為者は、A社が連結当期純利益の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の社員（非役員）
経理等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第166条第2項第3号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5月8日午前 A社の主要役員間の話し合いで了承

4. 重要事実等の公表

5月8日午後4時40分頃 公表(TDnet)

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、5月8日午前、自己の上司がA社役員から本日中に業績予想値の下方修正の開示をするよう指示を受けているのを聞いて、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

6. 違反行為者の取引

5月8日午後2時台にA社の株券合計1,100株を総額98万600円で売付け

7. 課徴金額

4万円

8. その他

A社株券を信用取引により売付け

事例 16

上場会社 A 社（違反行為者）の役員 X は、A 社が配当の予想値の上方修正について決定した旨の重要事実を知り、A 社の計算において、当該重要事実の公表前に A 社株券（自己株式）を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

上場会社 A 社

2 . 重要事実等（適用条文）

配当予想値の上方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

2 月 9 日まで A 社社長により了承

（重要事実に係る取締役会決議は 2 月 23 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4 . 重要事実等の公表

2 月 23 日午後 3 時頃 公表(T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

A 社の役員 X は、2 月 9 日までに、その職務に関し、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6 . 違反行為者の取引

A 社の役員 X は、A 社の計算で、2 月 10 日から 22 日までの間に、A 社の株券合計 7 万 9,000 株を総額 3 億 3,295 万 5,000 円で買付けた。（法第 175 条第 7 項）

7 . 課徴金額

3 , 0 4 4 万円

8 . その他

違反行為者の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。

事例 17

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が当期の個別及び連結業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

上場会社 A 社の社員（非役員）
経理等の業務に従事

2 . 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

3 月 14 日 社内取締役及び監査役が出席する経営会議で了承
（重要事実に係る取締役会決議は 3 月 15 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4 . 重要事実等の公表

4 月 10 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、3 月 15 日、社内会議において、A 社社長から、経営会議等の決定事項の伝達を受けて当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6 . 違反行為者の取引

3 月 19 日に A 社の株券合計 1,500 株を総額 129 万 3,500 円で売付け

7 . 課徴金額

9 万円

8 . その他

社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

事例 18

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が当期の業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

上場会社 A 社の社員（非役員）
営業戦略の企画立案等の業務に従事

2 . 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

7 月 26 日 取締役（会長を除く）以上の役員及び経理担当が出席するリーダー会議で了承

（重要事実に係る取締役会決議は 8 月 7 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4 . 重要事実等の公表

8 月 7 日午後 3 時 30 分頃 公表（T Dnet）

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、7 月 27 日、上記リーダー会議の結果を記載した社内メールの送信を受けて当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項 1 号）

6 . 違反行為者の取引

8 月 6 日に A 社の株券合計 3,400 株を総額 501 万 5,000 円で売付け

7 . 課徴金額

9 4 万円

8 . その他

社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

事例 19

上場会社 A 社の社員である違反行為者 並びに A 社の関係会社役員である違反行為者 及び違反行為者 は、A 社が当期純利益の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

違反行為者	上場会社 A 社の社員（非役員） 技術開発・営業支援等業務を統括管理
違反行為者	上場会社 A 社の関係会社 B 社の役員
違反行為者	上場会社 A 社の関係会社 C 社の役員

2 . 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

10 月 4 日 常勤役員会に報告・了承

4 . 重要事実等の公表

10 月 18 日午後 3 時頃 公表(T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者 10 月 4 日、A 社役員から業績予想値の下方修正が記載されたメールの送信を受けて当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

違反行為者 10 月 4 日、A 社役員から業績予想値の下方修正が記載されたメールの送信を受けて当該重要事実を知った。（法第 166 条第 3 項）

違反行為者 10 月 11 日、関係会社役員が集められた会議において、A 社役員が業績予想値の下方修正を説明したことから当該重要事実を知った。（法第 166 条第 3 項）

6 . 違反行為者の取引

違反行為者 10 月 7 日に A 社の株券合計 3,000 株を総額 250 万 8,000 円で売付け

違反行為者 10 月 6 日に A 社の株券合計 4,000 株を総額 327 万 6,000 円で売

違反行為者 付け
10月12日及び13日にA社の株券合計1万株を総額850万2,000
円で売付け

7. 課徴金額

違反行為者 17万円
違反行為者 16万円
違反行為者 73万円

8. その他

違反行為者らは、いずれも、ストックオプションの行使により取得したA社株券を
売り付けたもの。

事例 20

違反行為者は、上場会社 A 社の監査契約締結先の監査法人の公認会計士である。同人は、A 社が当期の個別及び連結業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

上場会社 A 社と監査契約を締結している監査法人に所属する職員（非社員）
公認会計士（当時監査法人において上場会社 A 社の監査業務に従事）

2 . 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

2 月 28 日 取締役、常勤監査役、各グループの責任者、関係会社役員等が出席
する計数管理会議で承認

（重要事実に係る取締役会決議は 3 月 20 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4 . 重要事実等の公表

3 月 20 日午後 3 時頃 公表(T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

監査法人において A 社の監査業務に従事していた同じチームの別の公認会計士は、A 社から業績予想値の下方修正の事実を知らされ、3 月 7 日、その内容をメールで違反行為者に伝達した。（法第 166 条第 1 項第 4 号）

6 . 違反行為者の取引

3 月 12 日から 20 日までの間に、A 社の株券合計 261 株を総額 1,225 万 6,700 円で
売付け

7 . 課徴金額

1 3 4 万円

8 . その他

- ・ 違反行為者はA社株券を信用取引により売付け
- ・ 違反行為者は、知人名義口座で、知人から借り入れた金銭を保証金としてA社株券の信用売りを実行したものであるが、取引終了後に金銭の貸借関係及び売買損益を精算する予定であったことから、違反行為者の「自己の計算において」行われたものと認定した。

事例 2 1

上場会社 A 社（違反行為者）の役員 X は、A 社の子会社である B 社の解散を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、A 社の計算において、当該重要事実の公表前に A 社株券（自己株式）を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

上場会社 A 社

2 . 重要事実等（適用条文）

子会社の解散（法第 166 条第 2 項第 5 号へ）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

6 月 21 日まで B 社取締役により決定（B 社の解散に係る申請書を A 社の役員 X に対してメールで送信）

4 . 重要事実等の公表

7 月 13 日午後 3 時頃 公表(T Dnet)

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

A 社の役員 X は、6 月 23 日頃、B 社から送付されてきた書類に目を通して B 社の解散に係る決裁を行い、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6 . 違反行為者の取引

A 社の役員 X は、A 社の計算で、7 月 4 日から 13 日までの間に A 社の株券合計 131 万 6,000 株を総額 11 億 7,746 万 1,000 円で買付けた。（法第 175 条第 7 項）

7 . 課徴金額

4 , 3 7 8 万円

8 . その他

違反行為者の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。

事例 2 2

違反行為者は、公開買付者 A 社が B 社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、A 社の業務に従事していた者から伝達を受け、当該事実の公表前に B 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

公開買付者 A 社の業務従事者からの第一次情報受領者 (B 社監査役)

2 . 重要事実等 (適用条文)

公開買付けの実施 (法第 167 条第 2 項)

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

3 月 9 日 A 社設立準備中の者 (B 社経営陣) が、A 社を設立して A 社による B 社の M B O (マネジメント・バイアウト) を実施することを決定 (A 社の設立前に A 社としての実質的な決定があったものと認定)

4 . 重要事実等の公表

5 月 22 日 公表 (本件公開買付けに係る公開買付開始公告をするとともに、公開買付届出書を提出)

5 . 重要事実等の伝達 (適用条文)

違反行為者は、3 月 26 日、設立中の会社である A 社の業務従事者から当該公開買付けに関する事実を伝達された。(法第 167 条第 3 項)

6 . 違反行為者の取引

5 月 2 日から 9 日までの間に B 社の株券合計 7,000 株を総額 568 万 9,000 円で買付け

7 . 課徴金額

2 4 5 万円

8 . その他

親戚名義の証券口座を利用した買付け

事例 2 3

違反行為者らは、公開買付者が公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、当該公開買付者の契約締結先である印刷会社 X の社員より伝達を受け、当該事実の公表前に公開買付対象者の発行する株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 . 違反行為者

違反行為者 X 社社員 の高校時代の友人

違反行為者 X 社社員 の元同僚

2 . 重要事実等（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3 . 重要事実等の決定機関・決定時期

違反行為者 については（別表 1 ）、違反行為者 については（別表 2 ）を参照

4 . 重要事実等の公表

違反行為者 については（別表 1 ）、違反行為者 については（別表 2 ）を参照

5 . 重要事実等の伝達（適用条文）

X 社は、当該公開買付者との間で公開買付関係書類の制作等に関する業務委託契約を締結したものであり、X 社社員 及び は、それぞれ当該契約の履行に関し、これら公開買付けに関する事実を知った。

違反行為者 は、X 社社員 の高校時代の友人であり、X 社社員 から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。（法第 167 条第 3 項）

違反行為者 は、X 社社員 の元同僚であり、X 社社員 から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。（法第 167 条第 3 項）

6 . 違反行為者の取引

違反行為者 当該事実の公表前に、合計 10 社の株券合計 1 万 1,700 株を総額
833 万 9,000 円で買付け

違反行為者 当該事実の公表前に、合計 3 社の株券合計 2,100 株を総額 404 万
500 円で買付け

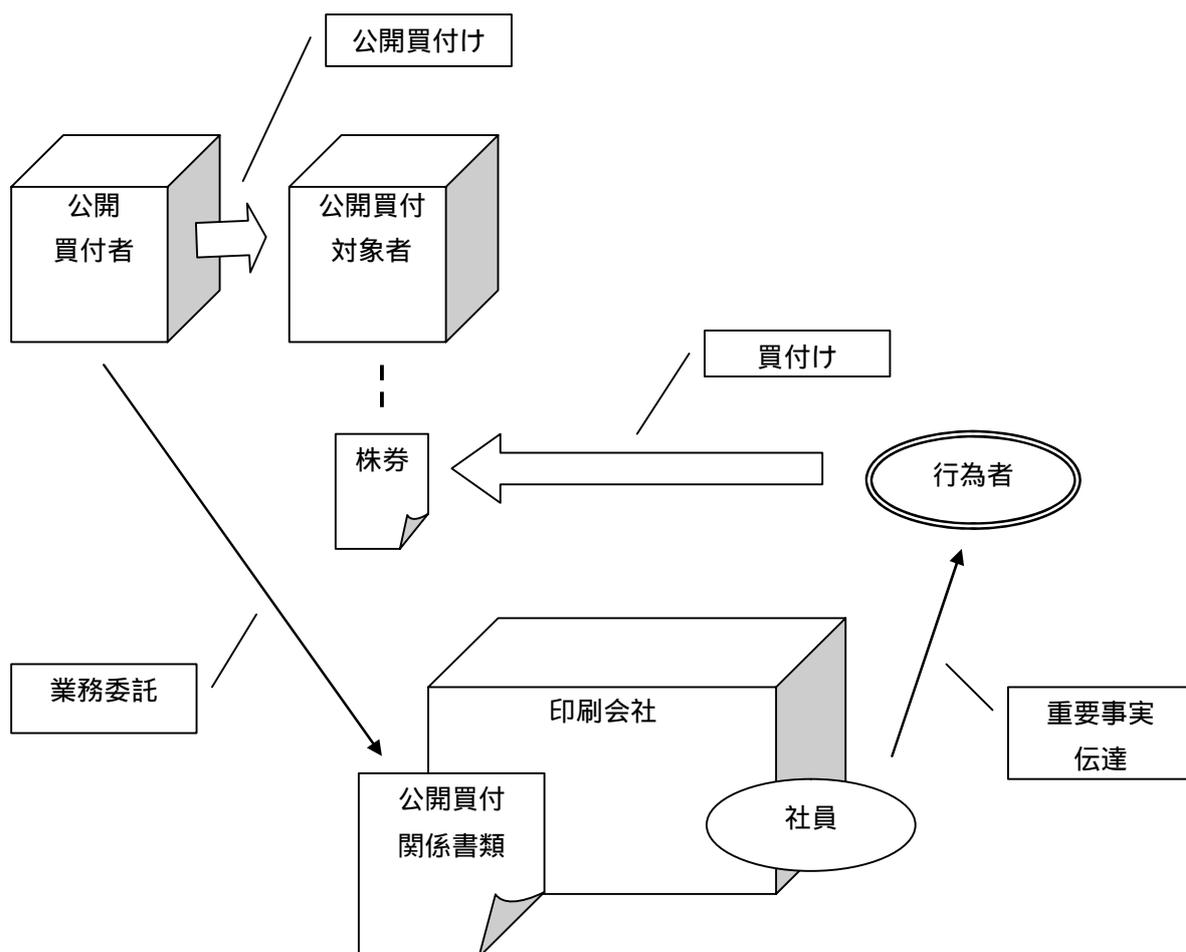
7. 課徴金額

違反行為者 167万円
違反行為者 76万円

8. その他

- 違反行為者の配偶者名義の証券口座を利用した買付け

違反行為者の買付けのうち一部は、同人の配偶者名義の証券口座で行われたものであるが、当該口座で行われた内部者取引に係る株式売買は、違反行為者の指示に基づき、発注手続きを行っていること、当該株式の買付資金は、違反行為者が自由に使える特定口座から出されていること、内部者取引により生じた利益は、違反行為者が自由に使えるよう、当該特定口座に振り替えられていることなどから、違反取引の経済的効果は違反行為者に及び、違反行為者が「自己の計算において」行ったものと認められる。



別表 1

(別表 1 -)

公開買付者	A社	B社	C社	D社	E社
重要事実等の決定機関	A社 代表取締役	B社取締役 3名	C社社長	経営戦略会議 (社内取締役、 社内監査役がメンバー)	E社社長
重要事実等の決定時期	7月11日まで	10月6日まで	1月23日まで	前年 11月14日	6月1日
取締役会等決議日	11月10日	11月24日	1月30日	4月24日	7月21日
重要事実等の伝達	11月7日頃	11月21日頃	1月28日頃	4月16日頃	7月21日頃
公開買付けの公表日	11月11日	11月25日	1月31日	4月24日	7月24日
違反行為者の買付状況					
買付日	11月10日	11月24日	1月30日	4月20日	7月21日
買付株数	1,000株	1,000株	500株	200株	1,000株
買付価額	453,000円	485,000円	1,340,000円	996,000円	612,000円

(別表1 -)

公開買付者	F社	G社	H社	I社	J社
重要事実等の決定機関	F社取締役2名及び指名役員	投資の可否を決める委員会	H社の100%親会社の社長	I社の役員ミーティング	J社の取締役4名
重要事実等の決定時期	9月11日まで	8月21日まで	9月25日	前年 12月17日	6月12日まで
取締役会等決議日	10月31日	10月31日	11月17日	3月8日	8月6日
重要事実等の伝達	10月25日頃	10月25日頃	11月17日	3月7日頃	8月4日頃
公開買付けの公表日	11月1日	10月31日	11月18日	3月9日	8月7日
違反行為者の買付状況					
買付日	10月27日	10月30日	11月17日	3月7日	8月6日
買付株数	2,000株	1,000株	2,000株	1,000株	2,000株
買付価額	886,000円	560,000円	1,500,000円	408,000円	1,099,000円

別表 2

公開買付者	K 社	C 社	L 社
重要事実等の決定機関	戦略会議 (社内取締役及び執行役専務がメンバー)	C 社社長	L 社社長及び専務取締役
重要事実等の決定時期	7 月 20 日	3 月 1 日まで	9 月 4 日まで
取締役会等決議日	12 月 15 日	4 月 3 日	10 月 2 日
重要事実等の伝達	12 月 12 日頃	3 月 20 日頃	9 月 29 日頃
公開買付けの公表日	12 月 16 日	4 月 5 日	10 月 3 日
違反行為者 の買付状況			
買付日	12 月 13 日	3 月 23 日	10 月 2 日
買付株数	1,000 株	400 株	700 株
買付価額	1,599,000 円	1,992,000 円	449,500 円

・開示書類の虚偽記載に係る事例

事例 2 4

1. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期半期報告書

第 A 期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株予約権発行に係るもの（新株予約権払込金額 1,156 万円）

第 A 期半期報告書を組込情報とする

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	400 万円	1 億 6,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上の計上

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	8,800 万円	4 億 5,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上の計上

3. 課徴金額

2 2 2 万 9 , 9 9 9 円

内訳 (1) 6 6 万 6 , 6 6 6 円

1 3 3 万 3 , 3 3 3 円

(2) 2 3 万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社元社員は、当社在籍中に、当社の販売先名義の注文書、受領書等の証憑類を偽造し、これら偽造した証憑類を用いることにより、現実には存在しない当該販売先からの注文があるかのように装い、架空売上が計上した。

事例 2 5

1. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- 第 A 期有価証券報告書
- 第 A + 1 期半期報告書
- 第 A + 1 期半期報告書の訂正報告書
- 第 A + 1 期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

- 有価証券届出書
- 新株発行に係るもの(1,500株、株式払込金額5億2,500万円)
- 第A期の第1～第3四半期の損益計算書を掲載
- 有価証券届出書
- 新株発行に係るもの(2,650株、株式払込金額1億5,370万円)
- 第A+1期有価証券報告書を組込情報とする

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期第1～3四半期損益計算書(1.(2) 有価証券届出書に掲載)
(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1,800万円	500万円
純損益	1,500万円	800万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上

第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
当期純利益	1億5,100万円	5,600万円
純資産額	6億1,500万円	5億2,000万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び費用の無形固定資産への付替え

第A+1期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	5,100万円	3億5,800万円
純資産額	10億7,100万円	6億6,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権の過大計上及び棚卸資産の過大計上

第A + 1期半期報告書の訂正報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	2億6,300万円	3億5,800万円
純資産額	8億5,800万円	6億6,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権の過大計上

第A + 1期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	3億8,600万円	1億9,600万円

虚偽記載の主要な態様： 前渡金の過大計上

3. 課徴金額

1,957万円

内訳 (1) 300万円
75万円
75万円
150万円
(2) 1,050万円
307万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、大型システム開発プロジェクトに関して、成果物を納品した事実がないにもかかわらず、偽装した検収書に基づいてA社に対する売上を過大に計上し、これに伴い売上債権も過大に計上された。

また、当社は、顧客に対し違約金を支払うこととなったが、その際、B社から違約金相当額のソフトウェアを購入したように偽装してその購入代金の名目でB社に資金を支払うことにより、B社からA社を通じて顧客に違約金を支払った。その結果、本来、当該違約金は特別損失として費用計上されるべきところ、B社から購入したソフトウェアとして無形固定資産に付け替えて計上され、費用が過少に計上された。

更に、当社は、大型システム開発プロジェクトに関して、顧客との折り合いが合わず、顧客から契約解除通知を受けたにもかかわらず、当該プロジェクトに係る仕掛品を特別損失として費用に計上せず、棚卸資産として計上し続け、棚卸資産が過大に計上された。

加えて、当社は、未回収のA社に対する架空の売上債権を回収したことにするため、

取引先のC社に前渡金の名目で弁済資金を支払ったうえ、C社からA社を通じて当社に当該弁済資金を振り込ませ、もって売上債権が回収されたかのように偽装した。この結果、売上債権に代わり、C社に対する前渡金が過大に計上されることとなった。

事例 2 6

1. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A + 1 期半期報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの (990 万株、株式払込金額 9 億 9,000 万円)

第 A 期有価証券報告書を組込情報とする

有価証券届出書

新株発行に係るもの (3,500 万株、株式払込金額 35 億円)

第 A 期有価証券報告書を組込情報とする

有価証券届出書

新株予約権発行に係るもの (新株予約権払込金額 160 万円)

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期半期報告書を組込情報とする

有価証券届出書

新株予約権付社債発行に係るもの (社債払込金額 20 億円)

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期半期報告書を組込情報とする

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	2 億 400 万円	1 億 1,800 万円
連結純資産額	3,400 万円	18 億 5,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の付替え・繰延べ

第 A + 1 期半期報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10 億 8,700 万円	4 億 8,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の付替え・繰延べ

3. 課徴金額

1 億 3,133 万円

内訳 (1) 150 万円

(2) 1,980 万円

7,000万円

3万円

4,000万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、完成工事の外注費を他の未成工事に付替えることで、当該工事の原価を引き下げるとともに、付け替えた外注費の費用計上を翌期以降に繰り延べた。

事例 2 7

1. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期半期報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの (189 万 3,700 株、株式払込金額 10 億 5,479 万 900 円)

第 A 期半期報告書を組込情報とする

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	1 億 1,600 万円	5 億 2,400 万円
連結純資産額	27 億円	20 億 5,900 万円

虚偽記載の主要な態様： 損失の繰延べ

3. 課徴金額

2,259 万円

内訳 (1) 150 万円

(2) 2,109 万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、大型システム構築プロジェクト案件について、A社とB社との間の取引を仲介して a% のマージンを得ることとなっていたところ、当該プロジェクト案件の要件定義の工程において P 円の売上を計上し、P 円から a% を割り引いた Q 円を売上原価として (P - Q) 円の利益を計上した。

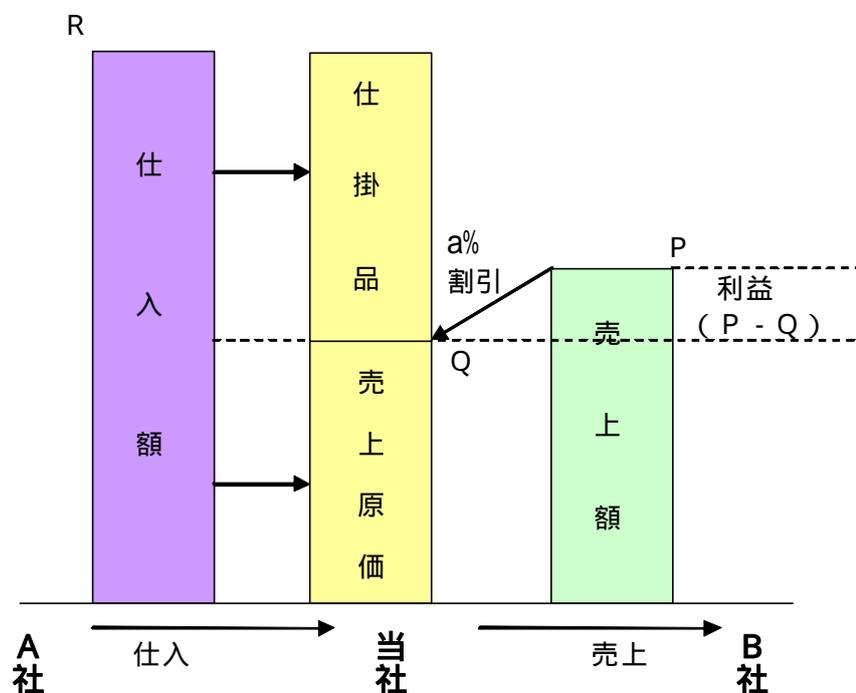
しかし、調査の結果、要件定義工程の作業工数等からすれば、P 円の売上に対応する仕入原価は R 円 (> P 円) であり、決算期末において、R 円のうち Q 円が売上原価として、残りの (R - Q) 円が仕掛品 (たな卸資産) として計上されていることが判明した。

すなわち、当社は本件プロジェクト案件全体として a% のマージンを得ることになっていたが、要件定義工程に限れば、P 円の売上に対し、それを超える R 円の仕入を行う契約になっており、当決算期においては (R - P) 円の損失が生ずるはずであった。しかし、当社は、仕掛品 (たな卸資産) として (R - Q) 円の売上原価の計上を繰り延べたために、当決算期において同額の利益が過大に計上されることとなった。

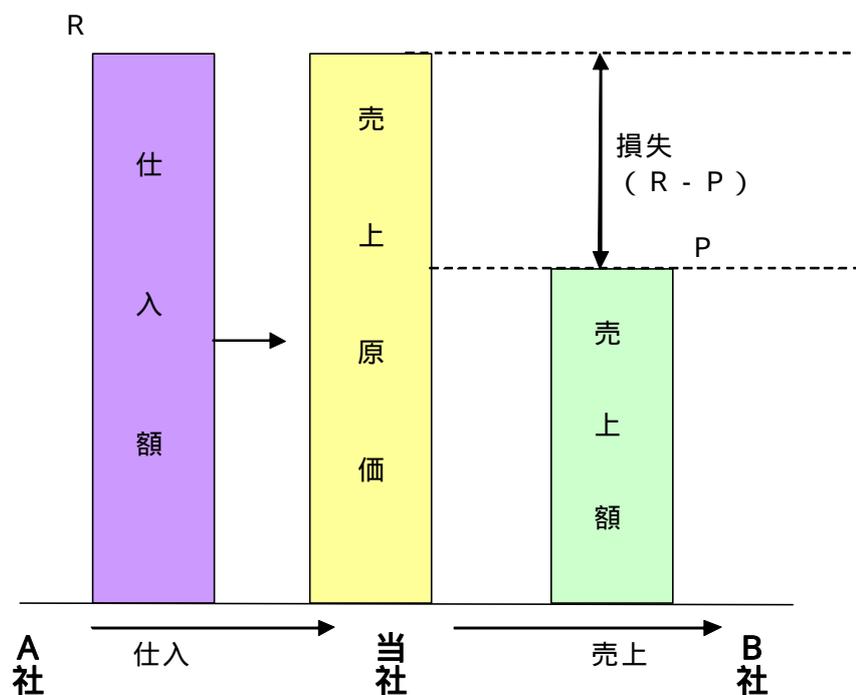
(注) 要件定義：システムの開発・設計の工程に入る前に、ユーザーの要求を実現するために必

要な前提事項等を整理し、システム化する範囲や仕様を明確にする工程。

(当社の不適切な会計処理)



(正当な会計処理)



事例 2 8

1. 対象開示書類（発行開示書類）

発行登録追補書類

社債発行に係るもの（社債払込金額 500 億円）

第 A 期有価証券報告書を参照書類とする

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	777 億 1,700 万円	589 億 6,800 万円
連結当期純利益	469 億 3,500 万円	352 億 6,800 万円

虚偽記載の主要な態様：

- ・ 子会社がその株式のすべてを所有して実質的に支配している孫会社を、連結の範囲に含めなかった。
- ・ 前記孫会社が発行し前記子会社が保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を偽るなどして前記子会社の会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上した。

3. 課徴金額

5 億円

[虚偽記載の態様の説明]

子会社がその株式のすべてを所有して実質的に支配している孫会社を、連結の範囲に含めなかったことについて

当社（A 株式会社）は、その連結子会社 B 社が株式の全部を保有する孫会社 C 社を通じて K 社を買収したところ、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第 60 号）2(6)

において「財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。」（以下「VC 条項」という。）とされているとして、C 社を A 社の連結の範囲に含めていなかった。しかし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条第 1 項は、「連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。」と

規定し、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第 8 条第 3 項は、「この規則において『親会社』とは、他の会社等・・・の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関・・・を支配している会社等をいい、『子会社』とは、当該他の会社等をいう。・・・子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。」と規定している。そして、同条第 4 項第 1 号は、「他の会社等の意思決定機関を支配している会社」に該当する場合として「他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社」を掲げている。したがって、本件のように、子会社 B 社が孫会社 C 社の株式の全部を保有している場合には、原則として、当該孫会社 C 社は連結の範囲に含まれる。

なお、財務諸表等規則第 8 条第 4 項但書は、「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。」と規定し、他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合であっても、これを連結の範囲に含めないことができる場合を定めているが、C 社は事務所も従業員もいないペーパーカンパニーであり、

C 社の役員は全て B 社の役職員が兼務しており、C 社は K 社を買収するために B 社に利用されていたことなど、C 社の実態に照らせば、B 社が C 社の意思決定機関を支配していたことは明らかであり、財務諸表等規則第 8 条第 4 項但書は適用されない。

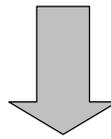
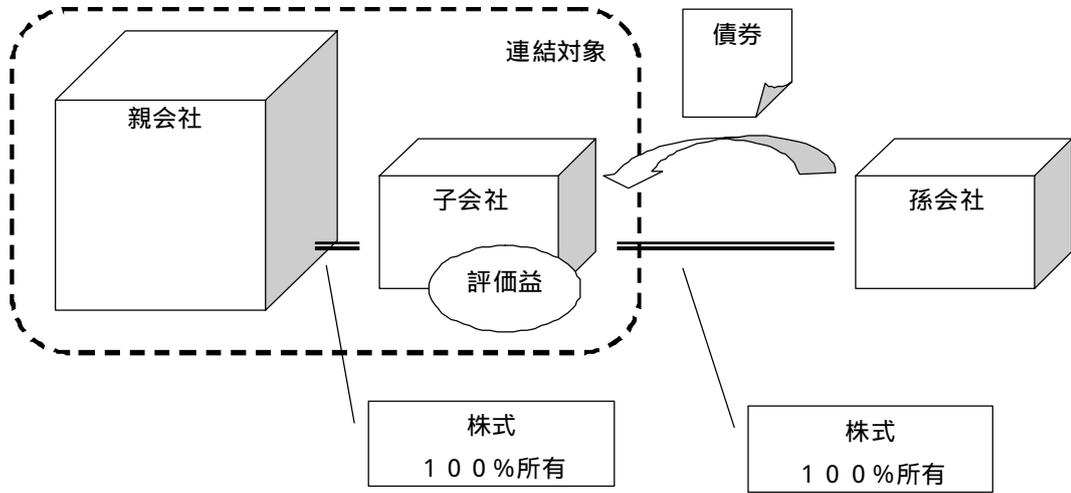
V C 条項は、財務諸表等規則第 8 条第 4 項但書が規定する「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる」場合の 1 つの例として、「財務諸表提出会社がベンチャーキャピタルであり、株式保有に伴う議決権の所有が意思決定機関の支配に該当していても、実質的に支配していないと考えられる場合を示したもの」（「新しい連結財務諸表制度解説」（日本公認会計士協会編）62 頁）にすぎない。連結の範囲に含めるか否かは、判定の対象となる会社それぞれに、その意思決定機関を実質的に支配しているか否かを個別に検討するものであり、前述のとおり本件の C 社の実態に照らせば、B 社が C 社の意思決定機関を支配していたと認められるため、A 社は C 社を連結の範囲に含めなければならないと認定したものである。

孫会社が発行し子会社が保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を偽るなどして子会社の会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上したことについて

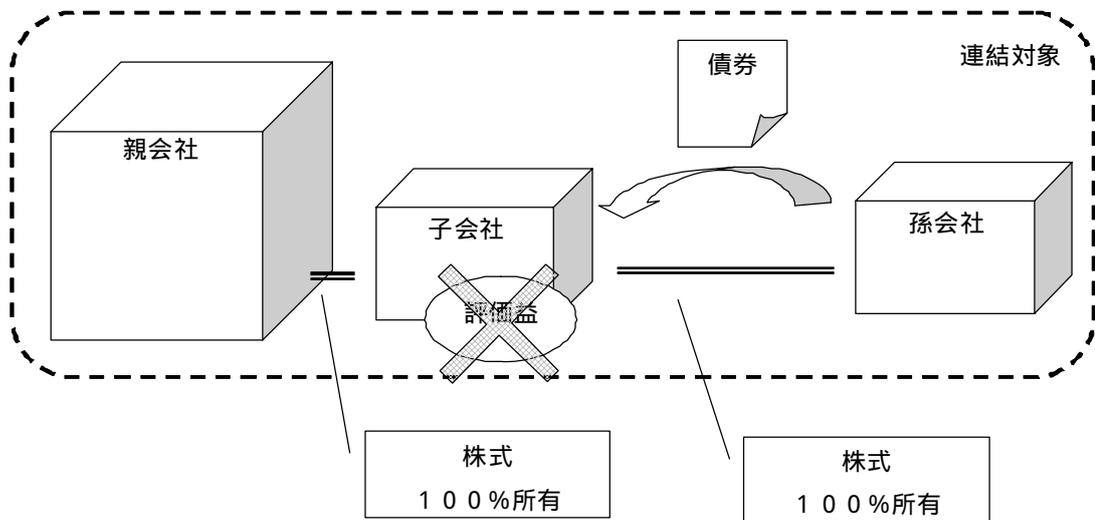
他社株券償還特約付社債券（Exchangeable Bond、以下「E B 債」という。）とは、あらかじめ定められた日において、所定の条件を満たす場合には、現金で償還されるのではなく、所定の銘柄の株券で償還される条項が付された社債券のことをいう。C 社から B 社に発行された本件 E B 債は、取得者である B 社はいつでも一定の交換価

格でK社の株式と交換できる権利（コールオプション）を保有し、発行者であるC社は満期償還日に現金で償還するか、K社の株式で償還するかを選択できる権利（プットオプション）を保有するものであるところ、このようなE B債については、金融商品会計基準上、それに組み込まれたデリバティブたるオプション部分を区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理することになる。C社は、本件E B債がX日に発行されたとし、本件E B債とK株式との交換価額をX日の2日前のK株式の株価P円と設定していたところ、B社の決算期にはK株式の株価がQ円まで上昇したことから、その差額をもとに本件E B債の評価益を計上した。しかし、調査の結果、本件E B債のスキームが最終的に決定されたのはX日ではなく、K株式の株価がQ円近くまで上昇した後のY日頃であることが判明し、本件E B債評価益の計上が過大であると認められた。すなわち、K株式の株価が上昇した後にE B債のスキームを最終的に決定しながら、本件E B債の評価益を計上するために、あたかも株価が上昇する前のX日にE B債を発行したかのように発行日を遡って設定して会計帳簿等を作成し、本来計上できないE B債評価益を不正に利益に計上したと認定したものである。

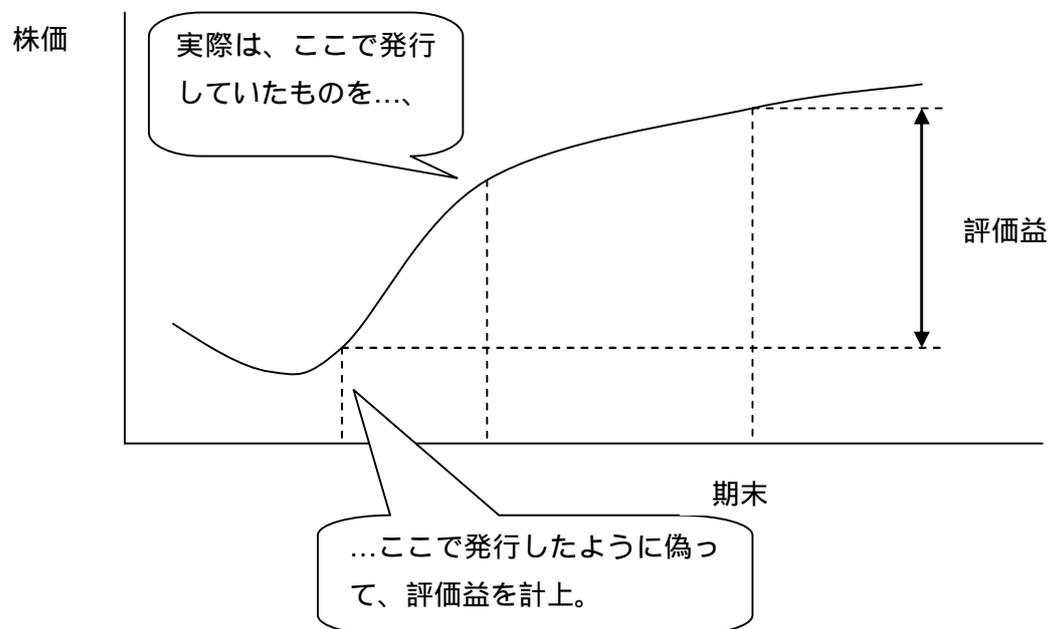
(連結の範囲)



孫会社まで連結の範囲に含まれる。



(E B 債の評価益)



事例 2 9

1. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期半期報告書

第 A 期有価証券報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	8 億 200 万円	9 億 3,900 万円
連結中間純損益	68 億 1,500 万円	69 億 5,000 万円
連結純資産額	50 億 5,100 万円	40 億 7,900 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	3 億 6,000 万円	5 億 2,900 万円
連結当期純損益	66 億 2,400 万円	67 億 9,000 万円
連結純資産額	52 億 6,100 万円	42 億 5,700 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

3. 課徴金額

1 6 5 万 9 , 9 9 9 円

内訳 5 5 万 3 , 3 3 3 円

1 1 0 万 6 , 6 6 6 円

[虚偽記載の態様の説明]

当社の部長らは、引渡し前の工事物件について、引渡書を偽造する等して売上を前倒し計上し、また、工事物件の原価を翌期以降の他の工事物件の原価として付け替えるなどの方法により原価の計上を先送りして、利益を過大に計上した。

事例 30

1. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期半期報告書

第 A 期有価証券報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	1,900 万円	2 億 6,100 万円
連結純資産額	4 億 4,300 万円	10 億 2,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	1 億 5,500 万円	1 億 4,100 万円
連結純資産額	6 億 5,900 万円	8 億 2,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

3. 課徴金額

1 9 9 万 9 , 9 9 9 円

内訳 6 6 万 6 , 6 6 6 円

1 3 3 万 3 , 3 3 3 円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、売上の計上基準として建物引渡完了日基準を採用しているにもかかわらず、未完工で引渡未了の物件につき、工事が完了し建物引渡済であると仮装して売上の前倒し計上を行うこと等により、過大な利益を計上していた。

当社は、監査法人に対し、物件視察にあたっては当該売上の前倒し計上を行った物件についてあたかも引渡が完了し入居済であるかのように偽装したり、建物引取書を偽造するなどして虚偽の説明を行うことにより組織的な隠蔽工作を行っていた。

事例 3 1

1. 対象開示書類（継続開示書類）

- 第 A 期有価証券報告書に係る訂正報告書
- 第 A + 1 期半期報告書
- 第 A + 1 期有価証券報告書
- 第 A + 1 期有価証券報告書に係る訂正報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書に係る訂正報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	4 億 400 万円	2 億 6,100 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	18 億 300 万円	11 億 100 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

第 A + 1 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 5,200 万円	6,900 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

第 A + 1 期有価証券報告書に係る訂正報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	8 億 3,600 万円	6,900 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

3. 課徴金額

6 0 0 万円

内訳 3 0 0 万円

6 0 万円

1 2 0 万円

120万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社の子会社は、売上原価や営業費等の各種費用について、その計上を翌期以降に繰り延べたり、その一部を不算入としたりするなどして、売上原価並びに販売費及び一般管理費を過少に計上した。

また、固定資産（営業所建物等）の減損処理について、上記の不正経理を把握しないまま立てた事業計画に基づき、十分な将来利益あるいはキャッシュフローが見込めると判断し、減損の兆候はないものとして、減損損失を計上していなかった。

訂正報告書に係る有価証券報告書の訂正作業においては、検証すべき内容が膨大でありながら十分な体制を整えず、売上原価、販売費及び一般管理費及び減損損失等の見直しが不十分であった。

事例 3 2

1. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期半期報告書

第 A 期有価証券報告書

第 A + 1 期半期報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	45 億 3,200 万円	35 億円

虚偽記載の主要な態様： リース資産の減価償却費の過少計上
リース収入及びリース資産の架空計上

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	50 億 100 万円	39 億 7,800 万円

虚偽記載の主要な態様： リース資産の減価償却費の過少計上
リース収入及びリース資産の架空計上

第 A + 1 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	35 億 8,800 万円	25 億 7,900 万円

虚偽記載の主要な態様： リース資産の減価償却費の過少計上
リース収入及びリース資産の架空計上

3. 課徴金額

3 4 9 万 9 , 9 9 9 円

内訳 6 6 万 6 , 6 6 6 円

1 3 3 万 3 , 3 3 3 円

1 5 0 万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社の連結子会社の役員は、利益を過大に計上するため、当該連結子会社について、

リース資産の減価償却費の過少計上、リース収入(売上)の架空計上を行うとともに、その見合いとして架空のリース資産を計上した。そして、同役員は、監査法人の監査にあたり、リース資産台帳の該当ページを抜き取り、リース資産の架空計上を隠蔽していた。

事例 3 3

1. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期有価証券報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	21 億 5,100 万円	15 億 2,500 万円
連結純資産額	37 億 7,100 万円	33 億 9,800 万円

虚偽記載の主要な態様： 退職給付引当金の過少計上

3. 課徴金額

200 万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、退職給付制度について、信託銀行に退職給付債務の数理計算業務を委託していたところ、退職給付制度を改訂した際、信託銀行に提出した退職給付債務額等の算定の基礎となるデータの一部に誤りがあった。そして、信託銀行が、当該データを使用して退職給付債務額を計算したため、退職給付債務の額が過少に計算され、退職給付債務の額から年金資産の額を控除して計算する退職給付引当金が過少に計上された。

事例 3 4

1. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期有価証券報告書

第 A 期有価証券報告書の訂正報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3 億 4,600 万円	6,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上及び架空仕入の計上

第 A 期有価証券報告書の訂正報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3 億 4,600 万円	6,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上及び架空仕入の計上

3. 課徴金額

3 0 0 万円

内訳 1 2 0 万円

1 8 0 万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社社員は、A社に対していわゆる「貸し」を作ろうとの目論見から、A社から依頼された代金の立替払いを行ったが、その後、A社からは立替代金の支払いを受けられなかった。

また、別途A社からの依頼により、B町が進めていたITプロジェクトのためのソフトウェアをA社に先行発注したところ、B町において同プロジェクトの予算化が見送られ、当該ソフトウェアは納品できないまま在庫として残った。

当該社員は、A社から立替代金の弁済を受けられないことやソフトウェア在庫の取扱いに苦慮し、当該在庫に立替代金を上乘せして他社に転売した。その後、当該他社に他の転売先を斡旋するなどして次々と転売を繰り返し、商流の中で当社が買い取り再度他社に転売するという循環取引を4年間にわたり繰り返した。

訂正報告書に係る有価証券報告書の訂正作業は、上記架空売上及び架空仕入の計上とは関係のない事項についての変更（売上高及び仕入高についての総額表示から純額表示

への変更)を行ったものにすぎず、当該訂正報告書にも虚偽の連結当期純損益の額が記載された。

事例 3 5

[事例]

1 . 対象開示書類 (継続開示書類)

第 A 期有価証券報告書

2 . 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期有価証券報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	2 億 9,100 万円	600 万円
連結純資産額	13 億 2,300 万円	10 億 2,400 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

3 . 課徴金額

3 0 0 万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、決算期末以降に出荷・納品される予定の製品について、未確定な受注であるにもかかわらず、確定受注として決算期末までに出荷・納品がなされたものとして売上が前倒し計上するとともに、これを適正な売上高とみせかけるために原始証票を含む一部の書類を偽造または改竄する等して利益を過大に計上していた。

事例 3 6

1. 対象開示書類（継続開示書類）

第 A 期半期報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2,268 億 7,200 万円	1,746 億 4100 万円

虚偽記載の主要な態様：関係会社株式の過大計上、関係会社損失引当金の過少計上

3. 課徴金額

8 3 0 万円

[虚偽記載の態様の説明]

関係会社株式について、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号）によれば、子会社・関連会社（以下、「関係会社」という。）の株式の実質価額が取得原価に比べて 50%程度以下に低下した場合（以下、「50%基準」という。）には減損処理をしなければならないとされている。ただし、おおむね 5 年以内に実質価額が取得原価まで回復する見込みが十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないことも認められる。

しかしながら、当社は、減損処理の要否を判定するに当たり、全ての関係会社を検討の対象とすべきところ、全ての関係会社の財務計数を把握していなかったため、月次連結決算の対象会社等のみを対象としていた。また、関係会社の純資産額（実質価額）を算定するに当たり、孫会社を有する全ての関係会社について間接投資損益を考慮すべきところ、一部の関係会社についてしか考慮していなかった。さらに、50%基準に該当しても、含み損が少額な関係会社は、回復可能性を検討することなく、重要性が低いとして減損処理を見送っていた。この結果、当社は、貸借対照表において関係会社株式を過大に計上していた。

また、関係会社損失引当金については、一般に、債務超過の関係会社に対する貸付金について、金融商品に関する会計基準等に従い関係会社の財政状況及び経営成績等を考慮のうえ、債務超過額を上限として貸倒引当金を計上し、貸付金額を超えて債務超過額がある場合には、当該超過額について関係会社損失引当金を計上することとなる。

しかし、当社は、貸倒引当金及び関係会社損失引当金の検討にあたり、債務超過に陥っている全ての関係会社を引当金の検討対象とすべきところ、当社が重要と判断した債

務超過の関係会社しか引当金の検討をしていなかった。このため、貸借対照表において貸倒引当金及び関係会社損失引当金を過少に計上していた。